

団塊の世代の今後について

国内総生産額のなかで、団塊の世代の99%が「完全な消費者」として今後の10年間（全員が80歳代）を生きていく。しぶといのでなかなか減らず高齢化社会は団塊の世代が創っていく。

こんごの10年間の彼らの生き方はとても興味深い。私たち（72から75歳）は毎月、第四水曜日に博多駅前飲み会をする。ときどき東京方面の仲間が膵臓癌で亡くなったという訃報もとどくがすこぶる元気ある。あと20年は大丈夫な勢いである。

家庭菜園をするもの、あらためて古典（儒学）の勉強を始めたもの、俳句にいそしむもの、多士済々である。これらの活動は国内総生産（GDP）には反映されない。GDPはそういう意味であてにしないほうが良い。別の指標が考えられていくものと思う。

病院にいかず、最後まで旅行等を愉しみ死を選んだ猛者もいる。受験戦争や激しい競争社会を生き抜いた彼ら団塊の世代は今、初めて「ゆとり」を得つつある。

ビートルズやヒッピー、あらゆる面で活発だったこの世代が初めてゆっくりとした「文化生活」を創ろうとしている。彼らの社会はどんなものか、自分たちのことなのに、コロナ後も含めてまだ読めない。面白い人生にしていくことだろう。

2020.6.25
四ヶ所十郎



利益と キャッシュフローの違い⑤

前回、前々回と金融機関の企業格付けの内容でした。今回は、財務取引における利益とキャッシュフローの違いについて説明します。

財務取引とは資金の調達、返済の事をいい、代表的なものは金融機関からの借入になります。金融機関から借入（調達）を行うと、利息は損益計算書に費用として計上されますが、調達と返済は損益計算書に表れることはありません。キャッシュとしては調達した時に大きく増加し、返済を通じて減少していくことになります。結果として、損益計算書上の利益と実際のキャッシュは大きく乖離することになります。金融機関からの借入（調達）は運転資金や設備投資、また最近では新型コロナ緊急貸付、といった理由で行われますが、基本的には事業活動による利益を源泉として返済を行っていくことになります。

ただし、利益=キャッシュではありませんので返済計画を立てる上で、実際のキャッシュを念頭において練る必要があります。

イメージ図

貸借対照表		損益計算書
資産	負債	
①現金及び預金****		
	②長期借入金****	
	純資産	③支払利息 ****
		④当期純利益****



- I、金融機関から調達を行えば①と②が増加
- II、金融機関へ返済行えば①と②が減少、利息分は③に表れる
- III、②の一部を返済するにはキャッシュが必要→④=キャッシュではない

～前問～

コロナにより株主総会の延長に伴う定期同額給与の通常改定時期は??

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、定時株主総会を延長する企業も少なくないが、税務上、問題となるものに役員給与の取扱いがある。

役員給与のうち、定期同額給与の改定（通常改定）については、会計期間開始の日から3月（法人税法第75条の2第1項各号の規定の適用を受けている場合にはその指定月数に2を加えた月数）を経過する日（3月経過日等）までに行うことが要件とされている。これに加えて、継続して毎年所定の時期にされる改定に限り、3月経過日等後となることにつき「特別の事情があると認められる場合」には、その通常改定の時期の要件は、その改定の時期とされている。

これに関しては、国税庁の「新型コロナウイルスに係る税務上の取扱いFAQ」によると、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、定時株主総会に合わせて継続して毎年所定の時期にされる役員給与の通常改定が3月経過日等後に行われる場合には、自己の都合によらない「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定の時期の要件を満たすことを認めている。

つまり、法人税法施行令69条に規定する「特別の事情があると認められる場合」に該当し、定期同額給与の通常改定時期の要件を満たすことから、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当するとしている。

例えば、3月決算法人A社の場合、基準日を3月末日とし、毎年6月下旬に定時株主総会を開催しているが、今回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査に関する業務に大きな遅延が生じている状況にあり、通常どおり6月下旬に定時株主総会を開催することが困難となったため、定時株主総会の開催時期を8月下旬に延期することになった。そこで、今回のA社の役員給与の改定は、その改定時期が通常改定時期である3月経過日等後となるが、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当することとなる。

辻直英



内部留保と節税Ⅱ



(前号の続き)

1. なぜ税金を払いたくないのか？

さて、前号のように会社を強くするためには、税金を払わなければならない、と分かったとしても、いざ税金を払う時になると「やはり払いたくない。何とかならないか？」と思ってしまう方が多いでしょう。

それはなぜか？

- ・国が無駄遣いをしているので情的に払いたくない。税率が高すぎる。
 - ・せっかく苦勞して稼いだお金ののに、みすみす持っていかれたくない。
 - ・税金を払うのがもったいなく感じる。
- など、いろいろな理由があると思います。



一番上の理由は、問題ではありますが、日本で仕事をしている以上、日本の法律に従わざるを得ません。この問題については、別なところで議論なりするものです。それ以外の理由については、今までの説明を聞いていただければ、決してもったいないものではない、と思っただけははずです。

ただし、十分ご理解していただいても、税金を払いたくない場合があります。それは、税金を払うお金がないから、です。

そうです、まじめに仕事をしている会社が、税金を払いたくない一番の理由は、税金を支払うお金がないのです。

お金があったとしても、それは次の仕入資金だったり、開発費や事業の仕込みに当てたいお金なのです。

では、なぜ利益が出ているのに、お金がないのでしょうか？

それは、会計や税務上の利益というのは、お金の動きとは連動しないからです。すなわち、売上は立ったがまだ未回収であったり、仕入れはしたが、まだ売れていない在庫になっていたり、さらには、儲かったお金が、建物や機械や、車、備品などの資産になっていて、現金として残っていないのです。

だから、税金を払いたくない、いや、払えないのです。すなわち、税金の問題は、資金繰りの問題に大きく関係しているのです。

手元にお金があり、今までの説明を理解していただければ、きっと喜んで(?)税金を払うでしょう。

でも、それだけの余裕がない。だから得策ではないかもしれない節税をして、結局は強い会社になれない、それではあまりにも残念です。

ですから、税金を払って強い会社になるためには、まずは、資金繰りを改善する、財務体質を良くすることが大事です。

どうやって資金繰りを改善するかは、ここでは詳しく述べませんが、できるだけ利益とキャッシュフローを近づけていく、ということ、項目ごとに地道に改善していくしかないでしょう。強い会社になる3段階法の最後に、是非、次の項目を付け加えてご理解いただければと思います。

・税金を払うためには、資金繰りを徹底して改善する努力を行なう。

これを徹底していけば、税金を払ってもなおかつ約65%のキャッシュを残すことができるのです。すぐにできなくても、何年かかけて資金繰りを改善することにより、理論どおり、必ず65%のキャッシュが残っていくのです。是非、それを目指して、日々努力をしていただければ、すばらしい会社になっていきます。

四ヶ所 直樹

建設業許可業者の決算後の変更届について

【福岡県知事許可業者】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応として、建設業法における「決算終了後の変更届」の郵送受付が可能になりました。

郵送による書類提出の注意点

- ①書類は、レターパックプラス等の対面渡しとなる方法にて送付してください。また、返信用として、送付先記入済のレターパックプラス専用封筒(520円)を同封してください。
- ②届出書は、原本(1部)及び副本(1部)が必要です。副本に受付印が押されて返送されます。
- ③書類の内容について確認の連絡をされる場合がありますので、日中連絡がつく電話番号を記載してください。また、コピーを取っておく等、提出書類の内容が分かるようにしておいてください。
- ④窓口での申請よりも副本の交付に時間がかかります。なお、これまで通り持参による受付も行っています。
- ⑤「決算終了後の変更届」以外の各種申請等書類は、これまでどおり窓口持参です。

*書類送付先は、主たる営業所(本店)の所在地を管轄する県土整備事務所です。福岡県庁ではありませんので、お間違えの無いようお願いいたします。

【佐賀県知事許可業者】

*佐賀県は「決算後の変更届」以外の建設業の許可に関する申請書および建設業の許可申請に関する変更届に関しても郵送による提出が可能です。

郵送先は同じく、県庁ではなく各土木事務所となります。

不明な点は北原までお尋ね下さい。(*^_^*)



私は日本に来て4年間経ちました。日本で生活をするときに自分の母国と違う文化を色々経験してきましたので、今回皆様にも面白く少し紹介いたします。

・仕事に関する文化

ベトナム人は時間にルーズです。5〜10分遅れても悪いとは思っていません。たとえば、もし友達と13時に約束したら1時半に会うということ。さらに仕事より家族を大切にしています。役職関係なく、家族に何かあったときに休暇をとることは当たり前で、それができなければ退職する人もいます。

・生活に関する文化

湯船に浸かることがありません。ベトナムでは湯船に浸かる習慣がなく、入浴はシャワーのみです。そのため、ベトナム人が日本の温泉などを見ると非常に驚きます。

・食に関する文化

日本人が味噌汁をお箸だけで食べることを初めて見たときにびっくりしました。ベトナム人が汁を食べるとき必ずスプーンを使います。そのため、ベトナムでは食事の際は箸だけでなくスプーンも準備しなければなりません。

・交通に関する文化

日本は歩行者優先ですが、ベトナムは自動車優先です。特にバスなどの大型車優先で、バスはとてもスピードを出して走行しています。ベトナムでは歩行者は自身で身を守らなければなりません。そして、交通渋滞がとても多いです。平日の朝と夕方のラッシュ時は普段の3〜4倍の時間がかかります。

・結婚に関する文化

ベトナムの結婚年齢は女性満18歳以上、男性が満20歳以上と定められています。日本人より、ベトナム人が早めに結婚します。結婚する平均年齢は23〜25歳です。ベトナム女性は結婚や出産後も働いている人は多いです。

まとめ、これから日本で仕事して日本とベトナムの違う文化がもっと増えると思います。仕事の時、日本の文化のタブーのことをしてしまいましたら、ぜひ教えてくださいませ。(フウん)